

上尾市病児・病後児保育事業のご案内

令和8年8月25日発行

突然のお子さんの体調不良により、仕事が休みがちになったことはありませんか？
上尾市では病気のお子さんを保護者の方に代わって保育する病児・病後児保育を行っています。

1 利用できる人

以下のいずれにも該当する場合です。

- (1)市内に住所がある 0 歳から小学校 3 年までの児童。
- (2)医療機関による入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する状態にある。
- (3)病気の状態(回復期も含む)にあるため、集団保育などが困難な場合で、保護者が勤務の都合などの社会的にやむをえない事情により、家庭での保育を行うことが困難である。



2 利用できる病気

感冒、消化不良症等乳幼児が日常かかる疾患や、水痘(水ぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などです。ただし、その症状が医師の判断や施設の判断により受け入れ困難な時は利用できません。

3 利用できる期間

1 回の申し込み(疾病)につき、連続 7 日まで利用できます。(土日、祝日を除く)
※医師の判断や保護者の状況により必要と認められる場合には、7 日を超えて延長することができます。

4 利用料について

日額 2,000 円

※生活保護法による被保護世帯と市町村民税非課税世帯…無料

市町村民税所得割額が 48,600 円未満…日額 1,000 円

※利用する日が 4～8 月の場合は前年分の市民税

※利用日ごとに、実施施設にお支払いください。

※おやつや給食等、実施施設で用意した場合、保護者負担が別途必要となります。詳細については、各施設にご確認ください。

5 実施施設

上尾市では、病児・病後児保育室 2 か所、病後児保育室 2 か所、合計 4 か所の施設があります。病気の症状(急性期、回復期)によって、実施施設が異なります。

※祝日・年末年始・診療がない日はお休みです。

※利用定員は各施設 4 名です。

①病児・病後児保育施設

医療機関併設のため、病気の急性期から回復期までお預かりできます。

開設時間:月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 6 時

8 時 30 分に、医師の診察があります。

施設名 住所	電話番号	対象年齢
かわかみこどもクリニック《オープンセサミ》 上尾市藤波3-187	048-789-3116	生後6か月以上
さくらクリニック《どんぐりルーム》 上尾市大字上尾村542-1	048-871-8630	生後6か月以上

②病後児保育施設

保育園併設のため、看護師が常駐し、病気の回復期のお子さまをお預かりします。

開設時間:月曜日～金曜日 午前 8 時～午後 6 時

施設名 住所	電話番号	対象年齢
ゆうゆうくじら保育園《くじらのおうち》 上尾市原市3870-1	048-721-3781	生後2か月以上
ころぼっくる保育園《たんぽぽ》 上尾市小泉5-7-4	048-771-2701	生後7か月以上

うちの子は、病児？病後児？

＊熱が38℃ある…

＊下痢がずっと続いているけど…

＊インフルエンザにかかったけど…

＊まだ、風邪で咳をしているけど…

迷った場合は、各施設へ
ご相談ください

6 利用方法

①登録

利用を希望する方は、事前に上尾市役所保育課、または実施施設に「利用登録申請書」を提出するか、または、右の二次元コードを読み取って電子申請をしてください。



※未登録の方で、急遽利用したい場合は、実施施設にご相談ください。

お子さんが病気になったら



②予約

利用を希望する場合、必ず利用希望日の前日午後 6 時までに電話で実施施設へ確認し、利用の予約をしてください。

(定員を超える場合、利用できないことがあります。)

※当日急に利用が必要となった場合には、電話にて実施施設へお問い合わせください。



③病院で診察を受ける

医療機関を受診し、上尾市指定の「診療情報提供書」(病児・病後児保育用連絡票)を書いてもらってください。(診療情報提供書の発行はこども医療費の対象になります。)

※市外の医療機関では診療情報提供書の発行に費用が掛かる場合がございます。事前に受診予定の医療機関にお問い合わせください。

※市外の医療機関を受診する場合は、事前に下記配布場所で用紙を受け取ってください。

《診療情報提供書 配布場所》

実施施設・上尾市役所保育課・上尾市内医療機関(小児科)・上尾市立保育所(公立保育所)



利 用 当 日

④病児・病後児保育室を利用

以下のものを必ずお持ちください。

(1)上尾市病児・病後児保育利用申込書(保護者が記入)

(2)市指定の「診療情報提供書」(上記③を参照)

(3)被保険者資格の確認ができる書類・こども医療費受給者証・母子手帳(利用初日のみ)

(4)利用料

(5)その他保育に必要なもの(次ページ参照)

7 利用当日の持ち物

- ① 処方されている薬、薬の内容が記載されている用紙(薬局発行のもの)
- ② 着替え(服・下着2～3組)
- ③ タオル(おしぼり用、手ふき用)
- ④ タオルケット(お昼寝用)
- ⑤ はし・フォーク・スプーンなど(普段使っているもの)
- ⑥ 食事用エプロン
- ⑦ 紙おむつ(1 日分)
- ⑧ 粉ミルク及び哺乳びん(乳児の方のみ、粉ミルクは 1 日の必要量)
- ⑨ 汚れ物入袋等(ビニール袋2～3枚)
- ⑩ お子さんのお気に入りの本やおもちゃ
- ⑪ お弁当・飲み物(イオン水など)…実施施設により異なります

※持ち物は施設によって異なりますので、施設にご確認をお願いいたします。

※持参できないものがある場合は、施設にお問い合わせください。

※アレルギー等がある場合は、施設にご相談ください。

※持ち物には必ず名前を記入してください。

8 その他

※お迎えは必ず午後 6 時までをお願いします。(時間厳守、延長料がかかります)

※利用の途中であっても、お子さんの体調によってはお迎えをお願いする場合がありますので、緊急時の連絡先については施設に正確にお伝えください。

※利用予約後のキャンセルや緊急事態によってやむをえず入所時間、退所時間が変更になる場合は、速やかに施設に連絡してください。

※看護師と保育士が保育にあたりますが、医療機関ではないため診療行為ができません。保育中のお子さんに体調の変化が見られたときは、必要に応じて受診をお願いすることがあります。

※診療情報提供書がある場合でも、利用当日のお子さんの体調によっては、受け入れ困難と判断し、利用をお断りすることもありますのでご了承ください。

[問い合わせ先]

上尾市保育課 TEL:048-775-5044

